



農業や自営業などの人に

こんなとき こんな年金が

基礎年金は 3 種類

老齢基礎年金

大正十五年四月二日以後に生まれた人で、二十五年の受給資格期間のある人が、六十五歳に達すると支給されます。



受給資格期間とは

①国民年金の保険料を納めた期間（保険料免除期間も含む）。

②昭和三十六年四月一日以後の被用者年金（厚生年金、船員保険、共済年金など）の七、二〇〇円（月額五二、二六七円）（昭和六十三年度）で、被保険者期間。

年金額はいくらか

老齢基礎年金の額は、六十二歳から六十四歳までは、六十二歳から六十四歳までの月給額を基礎として算出される。

国民年金

受給資格期間に入り、年金額の計算の基礎にはならない期間のことです。
サラリーマンや公務員などの配偶者学生二十歳以上六十歳未満で、任意加入しなかった期間。
昭和三十三年四月以後、二十歳以上六十歳未満の間に海外に住んでいた期間。
昭和三十三年四月以後、厚生年金、船員保険から脱退し、手当金を受けた期間（昭和六十一年以後、国民年金の加入期間のある人に限る）。

カラ期間とは

受給資格期間に入り、年金額の計算の基礎にはならない期間のことです。

第一号被保険者には独自の給付があります

付加年金

付加保険料（四〇〇円）を納めている人は、将来の年金額に付加年金が加算されます。より多く年金を受けたい人におすすみます。

寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格のある夫が、受ける前に亡くなったとき、その妻（婚姻期間十年以上）に六十歳以上六十歳未満まで支給されます。

お、保険料を納めた期間がごんし、次のような取扱いになりますので、ご注意ください。
・特別支給の老齢厚生年金を受けている人は、その支給が停止されます。
・遺族厚生年金を受けている人は六十五歳まで、その支給が停止されます。

繰り上げ支給と繰り下げ支給

昭和三十三年四月一日以前に生まれた人は、六十歳以上生れた人は、六十歳以上生れた人の間に四十年の加入期間を満たすことができます。

繰り上げ支給

昭和三十三年四月一日以前に生まれた人は、六十歳以上生れた人の間に四十年の加入期間を満たすことができます。

繰り下げ支給

昭和三十三年四月一日以前に生まれた人は、六十歳以上生れた人の間に四十年の加入期間を満たすことができます。

増額支給

障害基礎年金

国民年金加入中に障害者になったとき、二十歳前の障害者になった場合に、支給されます。

受給の条件は

障害基礎年金を受けるためには、次の①・②を満たす必要があります。

死亡一時金

国民年金加入中に死亡したとき、その遺族（配偶者、子、孫、父母、兄弟姉妹、遺族基礎年金を受けない場合）に支給されます。

(表2) 死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額
3年以上25年未満	100,000円
25年以上30年未満	126,500円
30年以上35年未満	160,000円
35年以上	200,000円

(表1)

繰り上げ支給（減額率）					
年齢	60歳から	61歳から	62歳から	63歳から	64歳から
受給率	58%	65%	72%	80%	89%

繰り下げ支給（増額率）					
年齢	66歳から	67歳から	68歳から	69歳から	70歳から
受給率	112%	126%	143%	164%	188%

(図2)

① 老齢年金の計算式
 $0.041円 \times (\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数}) \times 4 \times 1.007$
 ② $790円 \times (300月 - \text{被保険者期間の月数})$
 $\times \text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数} \times 4 \times 1.007$
 被保険者期間の月数
 ○ 通算老齢年金 (①のみ)

遺族基礎年金

国民年金の被保険者中の死亡または老齢基礎年金を受取る資格期間を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子（18歳未満が20歳未満の障害者）のある妻、または子に支給されます。

妻が受けるとき

区分	年金額
子が1人いる妻	815,300円
子が2人いる妻	1,003,400円
子が3人いる妻	1,066,100円

子供が受けるとき

区分	総年金額	年金額(1人当たり)
1人のとき	627,200円	627,200円
2人のとき	815,300円	407,700円

3人以上のときの総年金額は、2人のときの額に1人につき年額62,700円を加算した額。

老齢年金・通算老齢年金

大正十五年四月一日以前に生まれた人（昭和六十一年四月一日以前に生まれた人）は、田舎で、繰り上げ支給も受けられず、また繰り下げ支給を受けられるのは老齢年金のみです（図2）。
なお、老齢基礎年金と同様に、この場合六十五歳前にはその人の生年月日に応じて、あらかじめ申請が必要です。



年金額はいくらか

障害基礎年金は、障害の程度によって、一級と二級があり、半金額は一級が七、八四、〇〇〇円、二級が六、二七、二〇〇円（昭和六十三年度）です。

遺族基礎年金はいくらか

遺族基礎年金は、定額で、年額六二七、二〇〇円（昭和六十三年度）です。

